

竹富町省エネ家電製品買換え促進補助金 公募期間延長について

●主な条件

- ①令和7年4月1日から令和8年1月30日までに、家電量販店又はインターネット（フリマサイトやオークションを除く）にて、新品(未使用)の補助対象省エネ家電製品を合計5万円(税込)以上購入した者
 - ②納期の到来している町税を完納している者
 - ③竹富町の住民基本台帳に記載されている者
 - ④自ら居住する町内の住宅に設置する者
 - ⑤古い家電を省エネ家電製品に買換えし、かつ古い家電を指定引取場所に排出した者
- ※1世帯あたり1回限り、対象省エネ家電製品は3点まで
※設置工事、旧家電処分費等その他の経費は対象外
※去年交付を受けた方は対象外となります。



●対象省エネ家電製品

- ・テレビ（目標年度：2026年度 基準達成率：80%以上）
- ・エアコン（目標年度：2027年度 基準達成率：100%以上）
- ・冷蔵庫、冷凍庫（目標年度：2021年度 基準達成率：100%以上）
- ・LED照明器具（目標年度：2020年度）

対象省エネ家電製品によって目標年度・省エネルギー達成率が異なります。基準に達していない、目標年度が異なる家電は補助対象外となります。省エネ性能は、購入店もしくは省エネ型製品情報サイト等でご確認ください。

●補助額

対象省エネ家電製品の購入費用(税込)の合計額が

- ・5万円以上10万円未満の場合 → 20,000円
- ・10万円以上15万円未満の場合 → 30,000円
- ・15万円以上の場合 → 50,000円

●再受付期間及び受付場所

- ◆受付期間：令和8年1月30日まで（※土・日・祝日除く）
 - ◆受付場所：竹富町役場 まちづくり課窓口、各出張所（9:00～17:00）
- ※申込みが予算枠に達した時点で受付終了します。
※同日の申し込みで予算枠を上回る複数の申込書を受けた場合は、抽選で交付決定します。

●提出書類

- ①交付申請書兼請求書（竹富町HPから入手可）
 - ②領収書又はレシートの写し
 - ③メーカー発行の保証書の写し
 - ④目標年度及び省エネ基準達成率が確認できるカタログ又は仕様書の写し
 - ⑤旧家電製品に係る家電リサイクル券の写し(LED照明器具は除く)
 - ⑥振込指定口座の通帳の写し(申請者本人に限る)
 - ⑦義務履行確認書（税務課又は各出張所）
 - ⑧その他書類の提出をお願いする場合があります。
- ※提出書類は全て揃えて提出してください。書類不備の場合は受け付けできません。

